四十一　関税率表第八四・六一項及び第八四六六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十二～四十四　［略］
四十五　関税率表第八四・六五項及び第八四六六・九二号に該当するもの
四十六　［略］
四十七　関税率表第八四・六七項に該当するもの
四十八～五十一　［略］
五十二　関税率表第八四・七四項に該当するもの
五十三～五十五　［略］
五十六　関税率表第八四・八〇項に該当するもの
五十七～六十　［略］
六十一　関税率表第八四・八五項に該当するもの
六十二・六十三　［略］

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八五・〇一項、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの
二　関税率表第八五・〇四項に該当するもの
三　［略］
四　関税率表第八五・〇六項に該当するもの
五　関税率表第八五・〇七項に該当するもの
六～八　［略］
九　関税率表第八五・一五項に該当するもの
十～十八　［略］
十九　関税率表第八五・三二項（第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの
二十　関税率表第八五・三三項（第八五三三・一〇号、第八五三三・三一号及び第八五三三・三九号を除く。）に該当するもの
二十一　［略］
二十二　関税率表第八五・三五項、第八五三六・四一号、第八五三六・四九号、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十三～三十三　［略］

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三　［略］

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～六　［略］

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　［略］

第百三十二条　輸出令別表第二の三第二号の二(44)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項及び第八九・〇五項（第八九〇五・一〇号を除く。）に該当するものとする。

四十　関税率表第八四・六一項（第八四六一・五〇号を除く。）及び第八四六六・九三号（第八四・六一項の機械に専ら又は主として使用する部分品及び附属品に係るものに限る。）に該当するもの
四十一～四十三　［略］
四十四　関税率表第八四六五・二〇号、第八四六五・九三号、第八四六五・九四号、第八四六五・九六号及び第八四六六・九二号に該当するもの
四十五　［略］
［新設］
四十六～四十九　［略］
五十　関税率表第八四・七四項（第八四七四・二〇号、第八四七四・三二号及び第八四七四・九〇号を除く。）に該当するもの
五十一～五十三　［略］
五十四　関税率表第八四八〇・二〇号、第八四八〇・三〇号及び第八四八〇・六〇号に該当するもの
五十五～五十八　［略］
五十九　関税率表第八四・八五項（第八四八五・一〇号及び第八四八五・八〇号を除く。）に該当するもの
六十・六十一　［略］

第百二十七条　輸出令別表第二の三第二号の二(39)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　関税率表第八五〇一・二〇号、第八五〇一・三一号、第八五〇一・三三号、第八五〇一・五三号、第八五〇一・六一号、第八五〇一・六二号、第八五〇一・六四号、第八五・〇二項及び第八五・〇三項に該当するもの
二　関税率表第八五〇四・三二号、第八五〇四・三三号、第八五〇四・三四号及び第八五〇四・四〇号に該当するもの
三　［略］
四　関税率表第八五〇六・六〇号及び第八五〇六・九〇号に該当するもの
五　関税率表第八五〇七・一〇号、第八五〇七・二〇号及び第八五〇七・三〇号に該当するもの
六～八　［略］
九　関税率表第八五一五・一一号、第八五一五・一九号、第八五一五・二一号及び第八五一五・二九号に該当するもの
十～十八　［略］
十九　関税率表第八五・三二項（第八五三二・二二号、第八五三二・二三号及び第八五三二・二五号を除く。）に該当するもの
二十　関税率表第八五三三・二九号及び第八五三三・九〇号に該当するもの
二十一　［略］
二十二　関税率表第八五・三五項、第八五三六・四一号、第八五三六・五〇号、第八五三六・六九号、第八五三六・九〇号及び第八五三八・九〇号（第八五・三五項及び第八五・三六項の機器に専ら又は主として使用する部分品に係るものに限る。）に該当するもの
二十三～三十三　［略］

第百二十八条　輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～三　［略］

第百二十九条　輸出令別表第二の三第二号の二(41)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～六　［略］

第百三十条　輸出令別表第二の三第二号の二(42)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一～五　［略］

第百三十一条　輸出令別表第二の三第二号の二(43)に掲げる貨物であって、経済産業省令で定めるものは、関税率表第八九・〇三項に該当するものとする。